

令和 2 年 7 月 1 日
消 防 庁**対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）に対する意見公募**

消防庁は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）の内容について、令和 2 年 7 月 2 日から令和 2 年 7 月 31 日までの間、意見を公募します。

1 改正内容

電気自動車等を充電するための「急速充電設備」は、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）第 5 条第 2 項の規定に基づき、火災予防に係る条例制定基準を定めることとされている対象火気設備等として定められ、その火災予防に係る条例制定基準は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成 14 年総務省令第 24 号。以下「対象火気省令」という。）に規定されています。

現行の対象火気省令において「急速充電設備」は、全出力 20kW 超 50kW 以下と定められているところ、その上限を 200kW まで拡大し、あわせて火災予防上必要な措置を定めるため所要の規定の整備を行うものです。

また、従前から規制の対象とされていた急速充電設備（全出力 50kW 以下のものをいう。）についても、火災予防上必要な措置の見直しを行うこととします。

概要については、別紙を御覧ください。

2 意見公募対象及び意見公募要領

- 意見公募対象
 - ・対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）
- 意見公募要領の詳細については、別紙を御覧ください。

3 意見公募の期限

令和 2 年 7 月 31 日（金）（必着）（郵送については、締切日の消印まで有効とします。）

4 今後の予定

皆様からお寄せ頂いた御意見を検討した上で、当該省令を公布する予定です。



（事務連絡先）
消防庁予防課 細川課長補佐、五味
TEL 03-5253-7523（直通）
FAX 03-5253-7533

意見公募要領

1 意見公募対象

- ・対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）

2 意見公募の趣旨・目的・背景

電気自動車等を充電するための「急速充電設備」は、消防法施行令（昭和36年政令第37号）第5条第2項の規定に基づき、火災予防に係る条例制定基準を定めることとされている対象火気設備等として定められ、その火災予防に係る条例制定基準は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号。以下「対象火気省令」という。）に規定されています。

現行の対象火気省令において「急速充電設備」は、全出力20kW超50kW以下と定められているところ、その上限を200kWまで拡大し、あわせて火災予防上必要な措置を定めるため所要の規定の整備を行うものです。

また、従前から規制の対象とされていた急速充電設備（全出力50kW以下のものをいう。）についても、火災予防上必要な措置の見直しを行うこととします。

3 資料入手方法

準備が整い次第、電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ（<https://www.soumu.go.jp/>）の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

4 意見の提出方法・提出先

下記（1）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（2）～（4）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

（1）電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」（<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（2）によ

り提出してください。

(2) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： yobo_atmark_soumu.go.jp

総務省消防庁予防課 あて

※スパムメール防止のため@を「_atmark_」としております。送信の際には恐れ入りますが、「_atmark_」を@に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の電子政府の総合窓口（e-Gov）を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしく願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

(3) 郵送する場合

〒100-8927 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省消防庁予防課 あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

(4) FAX を利用する場合

FAX 番号：03-5253-7533

総務省消防庁予防課 あて

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

5 意見提出期間

令和2年7月2日（木）から令和2年7月31日（金）まで（必着）

※郵送については、締切日の消印まで有効とします。

6 留意事項

- ・意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。
- ・提出された意見は、電子政府の総合窓口（e-Gov）及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省消防庁予防課にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

総務省消防庁予防課

担 当：五味

電 話：03-5253-7523

F A X：03-5253-7533

電子メールアドレス：yobo_atmark_soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

意見書

令和 年 月 日

総務省消防庁
予防課 へ

郵便番号

(ふりがな)

住所(所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名等)(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

該当箇所	御意見

**対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定
に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）について**

令和 2 年 7 月
消 防 庁 予 防 課

【概要】

電気自動車等を充電するための「急速充電設備」は、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）第 5 条第 2 項の規定に基づき、火災予防に係る条例制定基準を定めることとされている対象火気設備等として定められ、その火災予防に係る条例制定基準は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成 14 年総務省令第 24 号。以下「対象火気省令」という。）に規定されている。

現行の対象火気省令において「急速充電設備」は、全出力 20kW 超 50kW 以下と定められているが、その上限を 200kW まで拡大し、あわせて火災予防上必要な措置を定めるため所要の規定の整備を行う。

また、従前から規制の対象とされていた急速充電設備（全出力 50kW 以下のものをいう。）についても、火災予防上必要な措置の見直しを行う。

【背景】

全出力 50kW を超える急速充電設備については、需要の増加に伴い、普及がさらに加速することが予想される。一方、現行の対象火気省令においては、全出力 50kW を超える急速充電設備は、「変電設備」の規制の対象となるが、当該規制は自動車等の充電を行うことが想定されておらず、不都合が生じている。

また、現行基準においても、対象火気省令によらず、各市町村等において特例基準を設けることにより、全出力が 50kW を超える急速充電設備を設置することは認められるが、地域によって規制の取扱いが多様となり、不都合が生じうる。

上記の事情を鑑み、全国統一的な基準として、急速充電設備の最大出力を 200 kW まで拡大し、あわせて火災予防上必要な措置を定めるため、所要の規定の整備を行う必要がある。

【内容】

急速充電設備の最大出力を 200 kW まで拡大するため、今般の改正にあたっては、令和元年度「全出力 50kW を超える電気自動車用急速充電設備の安全対策に関する検討部会」（部会長：小林恭一東京理科大学総合研究院教授）を設置して、火災予防上必要な措置等の検討を行った。当該検討部会の報告書の火災危険性評価を踏まえ、今般の改正により新たに講ずることとした火災予防上の措置は下記のとおりである。

(1) 急速充電設備（蓄電池内蔵型のものを含む。）において想定されるハザードと必要な安全対策

部位等	想定されるハザード	必要な安全対策	改正対象	改正条項
機器本体	外部火災により長時間高温曝露する。	建物から3メートルの離隔距離の確保 (消防長(市町村長)又は消防署長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものはこの限りでない。)	50 kW以下を除く急速充電設備 (50 kW超200 kW以下)	第16条第4号ハ
コネクタ	落下によりコネクタが破損・変形し充電ができない。 落下によりコネクタが破損し感電する。	コネクタの不時の落下防止措置 (コネクタに十分な強度を有するものにあつてはこの限りでない。)	全急速充電設備 (20 kW超200 kW以下)	第16条第9号リ
充電用ケーブル (液体を用いて、充電用ケーブルを冷却する急速充電設備に限る。)	液漏れによる内部基板損傷	・冷却液と基盤の分離構造 ・冷却液の流量・温度の異常検知機能		第16条第9号ヌ
開閉器 (複数の電気自動車等を同時に充電する機能を有する急速充電設備に限る。)	開閉器の接点固着	開閉器の異常検知機能		第16条第9号ル

(2) 蓄電池内蔵型急速充電設備において想定されるハザードと必要な安全対策

部位等	想定されるハザード	必要な安全対策	改正対象	改正条項
蓄電池 蓄電システム	低温下で蓄電池を充電することで内部短絡が発生し、蓄電池の発熱や、利用不能が生じる。	・温度の異常検知機能 ・異常検知時の急速充電設備の停止機能	全急速充電設備 (20 kW超200 kW以下)	第16条第10号ハ
蓄電システム	制御機能の故障により蓄電池の過充電、過昇温が発生して発火する	・制御機能の異常検知機能 ・異常検知時の急速充電設備の停止機能		第16条第10号ニ

【施行日】

令和3年4月1日

【経過措置】

この省令の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

○総務省令第 号

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第五条及び第五条の二の規定に基づき、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年 月 日

総務大臣 高市 早苗

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成十四年総務省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

(対象火気設備等の種類)

(対象火気設備等の種類)

第三条 令第五条第一項各号列記以外の部分の総務省令で定めるものは、第一号から第十二号までに掲げる設備から配管設備等を除いたもの及び第十三号から第二十号までに掲げる設備とする。

第三条 「同上」

「一〇十九 略」

「一〇十九 同上」

二十 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第九号に規定する自動車又は同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。第十六条第九号子において同じ。）をいう。以下同じ。）に充電する設備（全出力二十キロワット以下のもの及び全出力二百キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）

二十 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第九号に規定する自動車又は同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）に充電する設備（全出力二十キロワット以下のもの及び全出力五十キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）

(火災予防上安全な距離)

(火災予防上安全な距離)

第五条 令第五条第一項第一号の総務省令で定める火災予防上安全な距離は、次の各号に掲げる距離のうち、消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長が認める距離以上の距離とする。

第五条 令第五条第一項第一号の総務省令で定める火災予防上安全な距離は、次の各号に掲げる距離のうち、消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長）又は消防署長が認める距離以上の距離とする。

「一〇三 略」

「一〇三 同上」

(その他の基準)

(その他の基準)

第十六条 令第五条第二項の規定により、第四条から前条までに規定するもののほか、対象火気設備等の位置、構造及び管理に関し火災の予防のために必要な事項に係る条例は、次の各号に定めるところにより制定されなければならない。

第十六条 「同上」

「一〇三 略」

「一〇三 同上」

四 燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備、蓄電池設備及び急速充電設備（全出力五十キロワット以下のものを除く。以下この号において同じ。）のうち、屋外に設けるものにあつては、建築物から三メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。

四 燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び蓄電池設備のうち、屋外に設けるものにあつては、建築物から三メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。

「イ 略」

「イ 同上」

ロ 燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び蓄電池設備のうち、消防長又は消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のもの等、延焼を防止するための措置が講じられているもの

ロ 燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び蓄電池設備のうち、消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長）又は消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のもの等、延焼を防止するための措置が講じられているもの

ハ 急速充電設備のうち、消防長又は消防署長が認める延焼を防止するための措置が講じられているもの

「新設」

「五〇八 略」

「五〇八 同上」

九 急速充電設備にあつては、次に掲げる措置を講ずること。

九 「同上」

イ 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しないこと。

イ 充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しないこと。

ロ 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しないこと。
ハ 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにすること。

【二〇チ 略】

リ コネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下このリにおいて同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止すること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

ル 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

【新設】
複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

十 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、前号に掲げる規定のほか、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

【イ 略】
ロ 異常な高温とならないこと。

ハ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。
ニ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

（火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合）
第十九条 令第五条の二第二項第一号の防火上支障がないものとして総務省令で定める場合は、

不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分の構造が耐火構造であつて、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料で造つたものである場合又は当該建築物等の部分の構造が耐火構造以外の構造であつて、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造つたもの（有効に遮熱できるものに限る。）である場合とする。

（火災予防上安全な距離）
第二十条 令第五条の二第二項第一号の総務省令で定める火災予防上安全な距離は、次の各号に掲げる距離のうち、消防長又は消防署長が認める距離以上の距離とする。

【一〇三 略】

ロ 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しないこと。

ハ 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにすること。

【二〇チ 同上】

【新設】

【新設】

【新設】

十 【同上】

【イ 同上】

ロ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となつた場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

【新設】

【新設】

（火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合）

第十九条 令第五条の二第二項第一号の防火上支障がないものとして総務省令で定める場合は、不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分の構造が耐火構造であつて、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料で造つたものである場合又は当該建築物の部分の構造が耐火構造以外の構造であつて、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造つたもの（有効に遮熱できるものに限る。）である場合とする。

（火災予防上安全な距離）

第二十条 令第五条の二第二項第一号の総務省令で定める火災予防上安全な距離は、次の各号に掲げる距離のうち、消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長）又は消防署長が認める距離以上の距離とする。

【一〇三 同上】

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。



附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの省令による改正後の対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令第三条第二十号に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。